新型コロナウイルス感染症

支援制度のお知らせ

令和４年３月【第12報】

もくじ

１．経済・生活面の支援
■ ひとり親世帯等への臨時特別給付金　p. 1
■ 準要保護児童生徒支援金　p. 1
■ 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）　p. 2

１．経済・生活面の支援

ひとり親世帯等へ臨時特別給付金を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆ひとり親世帯等への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

◆対象となる方は

令和４年２月分の児童扶養手当の受給者

◆給付金額は

（１）児童１人の場合　３万円
（２）児童２人以上の加算額
・２人目　２万円
・３人目以降１人につき　１万円

◆申請方法と給付日は

申請は不要。３月１６日に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

準要保護児童生徒支援金を支給します

教育部学校教育課
☎42-3512

◆準要保護児童生徒支援金とは

下記の「対象となる方」に、支援金を支給するものです。

◆対象となる方は

令和４年１月３１日までに、準要保護を申請し認定を受けた児童生徒（ひとり親世帯等への臨時特別給付金の受給者を除く）

◆給付金額は

児童生徒１人につき　２万円

◆申請方法と給付日は

申請は不要。３月１６日に準要保護児童生徒就学援助費登録口座へ振り込みを予定しています。

※支援金は非課税のため申告の必要はありません。